

戸籍犯罪防止に関する心理学的考察

佐藤夏生

はしがき

戸籍の由来・意義

戸籍犯罪の態様

防止方策

おわりに

はしがき

戸籍とは人の身分関係を証明する公正証書であり、ここに戸籍犯罪というのは法律上の用語ではなく、便宜上戸籍の編製・届出・記載・活用・管理・等に関する不正な行為を総括して示すものである。

戸籍犯罪は極めて特殊な性質のものであるためか従前よりマスコミなどによって報道されることは稀であったが、ここ数年来某有名人関係のニセ婚姻届事件など時折報道に接し、また筆者自身必要があって自分の戸籍を調べる機会にも接し、戸籍犯罪防止上現行制度に改善すべき点があるのではなからうかと疑問をもつに至った。

ところで、法律専門家の手になる戸籍法関係の研究文献は一般の法律関係の文献の中でも特殊で地味な領域だけに

あまり多くはないが、これと関連する民法親族・相続関係の文献の方は非常に多い。しかし戸籍犯罪を特に主たるテーマとしてとりあげたものはなく、法令の解釈や手続きのあり方を論ずるにあたり、戸籍の記載が真実と違っている場合について論及するにとどまり、更に防止策を研究した文献は現在全くないようである。

そこで本稿の中で、以下戸籍犯罪の態様とその防止方策を検討してみたい。

戸籍の由来・意義

わが国ではじめて作られた戸籍は、天智天皇の九年にできたもので庚午年籍こうごのねんじやくと呼ばれ、ながく後世の模範とされたという。当時、班田収受制、税制、徴兵制、学制、などを正しく施行するために民の素性、年令、その他を正確にしておく必要があつたことであろう。その後乱世時に乱れた戸籍制度は、江戸時代にキリスト教禁止のため国民全部を最寄りの寺院の壇家として登録した宗旨人別帳の制度を経、明治四年の全国総体の戸籍法、翌年の壬申戸籍を経て、現今の戸籍法に至るのである。

戸籍は人の身分関係を証明する公正証書であり、身分関係とは、氏名、出生年月日、戸籍に入り、または除かれた原因(出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、分籍、転籍、等)と年月日、実父母の氏名と実父母との続柄、夫婦の表示と婚姻の年月日、他の戸籍から入った者についてはもとの戸籍がどうなっているか、除かれて他の戸籍に入った者については入った先の戸籍は何々か、等であつて、戸籍が要請される一般的性格としては、その社会における個人および個人間の関係・秩序の識別特定、明確化と、指名呼称上の固定および、それらに対する公証性である。

う。その背後に法的秩序安定性への要請があること勿論である。

これに類似する性格のものとしては、系図、住民登録、身分証明等があるが、戸籍はその社会における最も基礎となり、他の公証手段の最も根拠とされる重要なものである。

戸籍犯罪の態様

前記戸籍の意義からして当然に戸籍の編製、届出・記載、活用、管理、等に関しては、手続が適法に行なわれるべきは勿論、その記載は真実を示すものでなくてはならず、その活用も適正でなくてはならない。

しかるに、これらが悪意なき過失ならともかく、故意に要件を欠くようになされたとき、いわゆる戸籍犯罪となるのであり、その態様は次のとおりである。

編製の不正は次のような場合である。新たに戸籍が編製されるのは、法務省令、家庭裁判所の就籍許可があった場合、本人からの婚姻、転籍、分籍などの届出があった場合と、離婚、養子縁組、養子離縁などの届のあった場合の中の一定条件に該当する場合であるが、係員がこういう正当な手続きによらないで編製する場合、あるいは反対に滅失（なくしてしまうこと）する場合で、この場合、記載事項が虚偽または架空であればそのこともまた当然に犯罪となる。

戸籍というものは、一度作製されたら正当な手続を踏まなくては単にそっくり同じ内容のものを作り直すことさえしてはならないことになっているのである。

届出と記載に関する不正は次のような場合である。すなわち、自己または他人に関して出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、分籍、転籍、等の事実がないのにこれあるが如く虚偽の届出をなす場合や、事実の所定の届出を怠ってしないでいる場合と、係員が虚偽の事実を記載したり、変造したりする場合、あるいは正当に届出のあったものの記載を怠ってしないでいたり、正当な理由なく届出を受理しないときなどがこれに該当する。

某有名人の家人に関するニセ婚姻届事件や知らない間に前科がついていたとか、ある人の戸籍がその人の知らない間に三度も転籍されていたという事件はこの例であり、往時人身売買をごまかすために形式だけの養子縁組をしたり、債権者の取立てを免れるために財産を多く妻に与えて見せかけだけの離婚をした例などもこれに該当しよう。

次に活用の不正であるが、ここに活用と表現したのは戸籍・謄抄本的不正行使で、他人になりすましたり、他人の戸籍・謄抄本を不正に使用することや、前掲各項の不正の結果を何らかの目的に用いることを指す。前掲各項の不正も殆どは活用に結びつくものである。

最後に、管理の不正に該当するのは家庭裁判所が許可した戸籍訂正の申請とか、戸籍簿、除籍簿、届書、その他の受理した書類の閲覧の申請を、係員が正当な理由なく拒んだり、戸籍謄抄本の交付を係員が正当な理由なく拒むとか、係員が故意に戸籍原簿を汚損、破損する等の行為がこれにあたる。

また、以上のすべてについて、そのようなことを依頼したり、強要したり、共謀したりした者も当然に処罰される。これらの不正に対する処罰の規定は、戸籍法の中では次のようになっている。第二百十条に、正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者、第二百十一条に、市町村長が、……の規定によって期間を定めて届出又は

申請の催告をした場合に、正当な理由がなくて、その期間内に届出又は申請をしない者、第二百二十二条の中で、市町村長が、(一)、正当な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき、(二)、戸籍の記載をすることを怠ったとき、(三)、正当な理由がなくて、戸籍簿、除籍簿又は届書その他の受理した書類の閲覧を拒んだとき、(四)、正当な理由がなくて戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、……を交付しないとき、(五)、その他戸籍事件について職務を怠ったとき、第二百二十四条には、戸籍の記載を要しない事項について虚偽の届出をした者、日本の国籍を有しない者に関する事項について虚偽の届出をした者も同様である、と。

戸籍法に挙げられている以上の要件に該当する場合以外は、内容に応じて当然、刑法の文書偽造の罪、印章偽造の罪、瀆職の罪、等の規定が適用されるわけである。そしてまた一方では、過失にせよ故意にせよ手続が適正を欠くとか記載の誤りとかが発見された場合は、それを取消しあるいは訂正する手続が法に定められている。

しかし、債権者の差押を免れるために協議離婚をした事件に対して昭和六年と昭和十六年に大審院は離婚有効の判決を下し、^(二)昭和三十八年最高裁は「妻を戸主とする入夫婚姻をした夫婦が、単に夫に戸主の地位を与えるための方便として協議離婚の届出をした場合でも、両名が真に法律上の婚姻関係を解消する意思の合致に基づいてこれをしたものであるときは右協議離婚は無効といえない」と判決し、^(三)また、昭和七年大審院は、情交関係にある女性を養子として縁組していた事件につき、それだからといってこの縁組は無効とは言えないという主旨の判決をした由で、^(三)このようなケースを虚偽と認めることには学者間に争いがあるようであり、また戦後満洲から引揚げに際し多数の人が、独身男子はソ連軍、中共軍の強制徴用を受けるといっているので、それを免れるために知り合いの女子と申し合わせて真実

に非ざる婚姻届を出したという同情すべき場合もあったのである。

以上のような例は動機目的がどのようなものであるにせよ当時者どおしがそのような身分行為をする意思をもっているとみなされるのであるが、さきに触れたニセ婚姻届事件や知らぬまに転籍されていたという事件、あるいは知らぬまに前科がついてしまっていたというが如き事件は全くの虚偽で他人に大きな被害を及ぼすものであり、非常に悪質である。このようなものについて処罰規定も訂正手続もあること前記のとおりであるが、筆者の思うに、このような犯罪は起ってから処罰規定や訂正手続も勿論大切ではあるが、発生をできるだけ防止するシステムを工夫することはより一層重要なことと思われる。

防 止 方 策

まず第一に指摘したいのは、戸籍の閲覧および謄抄本の交付状況である。現行法制では特に支障や理由がない限り誰にでも閲覧させ謄抄本を交付しなければならないことになっていて申請者は、申請書に記入して所定の金さえ払えば全く自由に閲覧し、謄抄本の交付もうけられるようになっていて、申請書に押印さえも要らない安易さである。

戸籍の公証性が当然公開性に結びつくというわけなのであろうが、その公開も現在ののような無規制では、恰かも通行人にチラシを交付するにも等しく、これでは盗用悪用する事件が起きない方が不思議というものである。

仮にも身分事項を記した重要な公正証書である。少くとも閲覧や謄抄本を求める者の米穀通帳なり、身分証明書なり、何なりの提示と転記を求め、母印を押さしめて、身許を確認する位の慎重な取扱いをすることが切望される。そ

のようにしても虚偽を書く徒輩はいるかもしれない。しかし、それは現在よりも極めて限られたものとなろうし、そういう場合に万一何らかの事件が発生しても警察の捜査は非常にやりやすいのである。なお理想を言えば、現在警察が被疑者や被害者の身許を確認するとき本人の申立てた身分事項や指紋をただちに電話照会するように確認できれば申分ない。しかし現在の係員の人数と設備に対する件数の多さではそのようなことは空想でしかない。しかし、何時か、国民全員が巨大な電算機に登録されていて、いつでもこの官公庁からでも現在の鉄道の緑の窓口よりも速く、身もとの確認ができるようにでもなれば、実現は必ずしも不可能な事ではないのである。

このようなことを言うと国民全員を疑うとか、人権蹂躪の誹りを受けるかもしれない。しかし、今や大衆のものとなりつつある運転免許は既に免許取得者全員電子計算機に登録して点数制実施の段階に至っているのであるし、不正を行なう気持がない人ならば指紋を登録し、サイン代わりに指紋を用いることに不安を感じる必要はないのであり、法医学専門の古畑種基博士が提唱し続けておられることなのである。

そこで次に提唱したいのは、戸籍にはそれに加えてやはり指紋を登録し、且つ三年おきなり四年おきなりに定期的に写真をも登録する方法である。

更に一人一人に運転免許証と同じ仕方の写真とナンバー入りの身分証明書を交付しておき、必要に応じて提示を求める制度にすることである。これは既に在日外国人に対して実施していることであるが、それだからといって国民を侮辱することにはならない筈である。免許証保有者は事実上既にそうしているのと同然になっているのである。

係員の員数に対する業務量の増大を軽減することは当然考慮されねばならないが現代は機械導入による能率化の時

代であつて、昔懐かしい毛筆の謄抄本も現代では専ら安直迅速なコピーにとつて代られているのであり、十分工夫できざる筈である。

以上のような制度になつていたら少くとも先に述べたニセ婚姻届事件も知らぬまに転籍されていた事件も、知らぬまに前科がついていた事件も、悉く防止できたのではなからうか。

また最近、自分の本籍、住所、家族の氏名、生年月日を、別に隠しているわけでもないのに、必ずしもはっきり言えない青少年にぶつかる機会が折々あり、教育、躰の必要性とともに前記制度の必要性をも痛感した。また全般的に戸籍に関する業務の手續や内容のすべてに亘つて「適正に行なわれているかどうか」をチェックする、確認システムの存在する必要が痛感される。

その方法は前に述べた申請者届出者の確認、指紋、写真の登録、(できれば血液型の登録や身体特徴も登録される)ことが望ましい)と身分証明書制度の他、係員の複数関与制度(横系列にせよ縦系列にせよ二人以上がその仕事の内容にタッチするシステム)をとることである。

官庁の決裁手續も一つにはこのような効果を果すものであるが、そのためよく問題にされるように処理の遅滞が生じるのでは困るのでその点一工夫しなければならぬところである。機械に照合させるような方式の開発もその一方法であろう。また今一つ留意すべきことは係員をあまり長期に亘り同じ係に就かせず、より早い目に配置がえを行なうことも必要である。

以上のようにすれば故意による不正はもちろん、過失による誤謬もより発見されやすいのである。だがそれでも係

員のまじめな意欲が欠乏しては防止しきれないのであり、係員の仕事へのまじめな意欲、モラルの向上への配慮が必要であり、また何よりも係員の採用に人柄を重視して適材を選抜することが必要なのである。

筆者は決して性悪説を信ずるものではない。しかし、最近の都市の膨脹、都市生活者の増大と、街で行き合っても甚だしい場合は隣どおしに住んでいてもお互いに誰なのかどういふ人間なのか素性を知らぬという都市における市民の匿名性故に、都市犯罪多発化と悪質化がみられるということはひとしく学者の認める所であり、人間は一般的には、とかく人の見ていない所よりも人の見ている所では行いを慎しみ、自分のことを知られていない所よりは知られている所では行いを慎しみ、責任ある行動をとるものであるということは、「旅の恥はかき捨て」等の諺をみても正しく言いうることであり、この意味で、指紋および写真の登録は戸籍犯罪に限らず、犯罪一般の防止に幾許か役に立つものであるまいか。

筆者は、この制度を戸籍のみならず住民登録制度にも準用することを提唱するものである。なお、住民登録と戸籍との記載事項は続柄、生年月日、等一致してしかるべきであるのに、現行制度下においては本人の申告を確認することを係および管理者が怠るためか不一致である場合が決して少いとは言えない実情であることを附言し、関係者の注意を喚起したい。

ただ、指紋と写真の登録に問題がないわけではないのは、思いもよらないような所で自分の指紋が問題とされるといふような事態が起るといふ弊害がありはしないかということであるが、そういう場合は、まずまず他の証拠によってアリバイが成立するものであると考へては楽観に過ぎるであらうか。

しかし、少なからぬ人々がこのような制度下では、犯罪をするわけではなくとも少くとも現在よりは窮屈を感じるであろうことは確かであり、この制度が採用されるか否かはひとえに、国民がそれによる治安効果を多少の窮屈さ、不自由さを忍んでも採るだけの意欲があるか否かにかかるわけである。

おわりに

以上、戸籍犯罪の防止方法を考察していくつかの提唱を行なった。

犯罪関係の論文発表の場はいくつかあり、それぞれ特色を有す。すなわち法学関係の研究誌は犯罪の法的規定と法的な取扱い方に焦点を合わせ、犯罪心理学関係の学会誌においては犯罪者の心理学的特質、犯罪行動における心理学的問題、および裁判、処遇改善における心理学的問題を多く扱う。

一方、法務省、裁判所、警察、などからも文献や資料を集録した定期刊行物を出しており、内容の範囲は概ね右の範囲を出ないが、裁判所の場合、現行制度の枠内での裁判事務の態様を重んじつつその能率向上に資するような内容ということに比較的重点がおかれており、警察刊行のものは当然のことながら技術的その他の問題に焦点を合わせていて、制度、政策の検討となると前記各刊行物の登載領域には該当しなくなるわけである。

しかし実は、そのような問題にも非常に重要な問題があり、筆者が本紙面をかりてとりあげたものもそうしたものの一つであると考える。

ただ、筆者の専攻から、論旨が多分に心理学的検討に傾いているのではないかと考えられ、今後、この問題は法律

その他の領域の専門家からも検討を受けることが必要であると考える。

以上

註 (一) 大島泰代「身分行為の意志——仮装虚偽の身分行為を中心として——」家庭裁判月報第二〇卷第三号、一九ページ

(二) 同 右 二〇ページ

(三) 同 右 一三ページ

なお、本稿中でとりあげた事例のほかにも戸籍犯罪各態様の事例が存在するが、非公開となっているので記載を避けた。